仕様書

１　名　　称

第 20 回統一地方選挙にかかる啓発宣伝自動車借上業務

２　履行期間

（１）令和５年４月４日（火）～８日（土）の５日間
午前９時から午後５時まで

（２）令和５年４月９日（日）
午前９時から午後６時まで

３　履行場所

旭区内一円

４　履行内容

選挙啓発看板（詳細は下記６のとおり）を作成のうえ巡回時に見えるよう啓発宣伝自動車の両側面もしくは屋根に取り付けし、啓発音声（旭区選挙管理委員会指定）を流しながら旭区内を巡回すること。

５　巡回台数

（１）４月４日（火）～７日（金）
１台

（２）４月８日（土）～９日（日）
２台

６　選挙啓発看板の詳細

上記２～５実施の際には、次の内容のパネル等を啓発宣伝自動車の両側面等に貼付すること。（デザインは契約締結後に発注者から提供する。）



・規格　　大きさ：縦 45cm×横 120cm
文字色：日時（赤色）、時間：黒色、その他の文字（紺色）

７　再委託の禁止

（１）再委託に関する特記条項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。

ア　委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断

イ　選挙啓発看板の作成、啓発音声の放送及び啓発宣伝自動車による巡回

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、本項（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

８　その他

（１） 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は発注者が別途指定する期間内及び方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

（２） 啓発放送用テープは、大阪市旭区選挙管理委員会よりカセットテープまたは CD 等により支給する。

（３） 啓発にかかる道路使用許可手続きは、大阪市旭区選挙管理委員会で行う。許可手続きにあたって必要な書類は提出すること。

（４） 道路通行許可に関する法令等を遵守するとともに、万一事故等が発生した場合は、受が全責任を負うこととする。

（５） 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。（別添暴力団等の排除に関する特記事項のとおり）

（６） 立候補者受付締切時点（令和５年３月 31 日（金）午後５時）において、全選挙（別紙参照）の立候補者が定数以下の場合については、投票が行われないため契約をしないこととする。その場合には、大阪市旭区選挙管理委員会より速やかに連絡を行う。

（７） 本仕様書に定めのない事項について、もしくは疑義が生じた場合は、大阪市旭区選挙管理委員会と協議の上その指示に従うこと。

（８） 契約の締結は、令和５年度の予算が発効したときとする。

９　担当

大阪市旭区大宮１丁目１番 17 号
大阪市旭区選挙管理委員会
電話：06－6957－9626　FAX：06－6952－3247

別　紙

大阪市旭区選挙区における令和５年４月９日執行予定の第20回統一地方選挙一覧

選挙名	告示日
大阪府知事選挙	令和５年３月23日（木）
大阪市長選挙	令和５年３月26日（日）
大阪府議会議員選挙	令和５年３月31日（金）
大阪市議会議員選挙	令和５年３月31日（金）

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

（報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課　電話：06-6957-9625）

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市　受注者：事業者）

再委託に関する特記事項

1　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（2）選挙啓発看板の作成、啓発音声の放送及び啓発宣伝自動車による巡回

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

特記条項

（再委託の制限）

第１条　受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

２　受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

３　発注者は、受注者に対して、再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

４　受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。